

新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金 交付要綱

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金（以下「支援金」という。）については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、支援金を交付することに関し必要な事項を定め、新型コロナウイルス感染症に罹患した入院患者のうち、厚生労働省が示す退院基準を満たした患者（以下「退院患者」という。）を受け入れる短期入所生活介護等事業所を支援することで、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床の確保及び退院後の患者の療養支援を促進することを目的とする。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象となる支援事業所（以下「支援事業所」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）における短期入所生活介護等事業所で、名古屋市内に居住する退院患者を退院時に受け入れ、次の各号に掲げる介護サービス（以下「短期入所生活介護等」という。）を最初に提供する事業所とする。ただし、短期入所生活介護等事業所が、名古屋市内の医療機関に入院していた、名古屋市外に居住する退院患者を退院時に受け入れた場合はこの限りではない。

- (1) 短期入所生活介護（予防含む。）
- (2) 短期入所療養介護（予防含む。ただし、病院又は診療所により行われるものを除く。）

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、退院患者1人あたり100,000円とする。

(交付対象期間)

第5条 支援金の交付対象期間は、愛知県が定める病床フェーズ2以上の期間、又は新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し市長が別に定める期間とし、当該期間内に退院患者に対して短期入所生活介護等の提供を開始した場合を支援の対象とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援事業所は、原則、退院患者へ短期入所生活介護等の提供を開始した月の翌月10日（土日祝日の場合にはその翌平日）までに前月の実績をとりまとめ、新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」

という。)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適当と認められるものについては、支援金の交付を決定し、新型コロナウイルス感染症退院患者受入短期入所生活介護等事業所支援金交付決定通知書（第2号様式）により、支援事業所に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 交付決定を受けた支援事業所が、支援金交付決定の通知にかかる内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から20日以内に申請の取り下げをすることができる。この場合において、当該支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第9条 市長は、支援事業所が次の各号に該当すると認めたときは、支援金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した当該支援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたことが明らかになったとき
- (2) この要綱又は支援金交付決定の通知に付した条件に違反したとき

(支援金の交付)

第10条 支援金は、第7条に規定する交付決定後に交付するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、支援事業所に対し、その執行状況について報告を求め又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができるものとする。

(書類の整備及び保存)

第12条 支援事業所は、当該交付事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、支援金の交付決定を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。